**奄美群島戦略的情報発信支援事業運営業務委託仕様書（案）**

**１．目　　的**

　奄美群島は近年、世界自然遺産登録に向けた取り組みや、観光市場における評価が各種メディアで取り上げられる等、国内外での知名度が向上し交流人口の拡大に向けた環境と機運が醸成されつつある。本事業はこうした好機を着実に据え、奄美群島の魅力あるモノ・ヒト・コトについて情報通信事業者との連携により訴求力の高い情報発信を行いつつ、その効果性について分析することで群島内の情報発信力を向上させ、「奄美群島成長戦略ビジョン」実現の担い手となる民間事業者のさらなる成長を喚起するものである。

**２．事業実施期間**

契約日から令和４年３月18日（金）

**３．事業内容**

奄美群島戦略的情報発信支援事業運営業務として、次の業務を行う。

（１）大手デジタルメディアと連携した情報発信と分析

①広く島外へ発信すべき魅力となり得る事業者の取組を、大手デジタルメディア事業者と連携し、幅広い世代を対象として情報発信を行い、その記事に対してどのような層が興味を持っているかを把握すること。

掲載は６事業者以上（群島各島より１事業者以上）とし、掲載事業者については受託者が公募により選定することする。

なお、公募事業者とは別に奄美群島認定エコツアーガイド及び奄美群島地域通訳案内士について情報発信を行うこと。

②情報発信に際して、①の記事を閲覧したユーザーの年代層や居住地域などの属性、ユーザー自身からのレビュー内容について、デジタルメディア事業者からのデータ提供をもとに分析を併せて行うこと。

（２）群島内事業者の情報発信スキルアップ研修と成果検証

①（１）で得られた広告の効果性分析データを活用し、群島内事業者の効果的な情報発信スキル及び自己分析や改善策を検討できるスキル向上を目的とした研修を行うこと。

②①の研修を受けた事業者が情報発信（実践）を行い、研修前後の成果を検証すること。

（３）本事業の効果検証及びフォローアップ

　①情報発信に係る研修及びワークショップ等に参加した事業所に対し、本事業実施前後のHPのアクセス数や自社商品の売り上げの変化等、事業の効果検証を実施すること。

②事業実施中の研修を受講する事業者からの相談について、移動を伴わないメールや

リモート会議で対応できるものについては随時対応すること。

**４．成果品**

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

・委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）

・上記（１）（２）（３）のデジタルデータ一式

　・研修で使用した資料データ（広域HPへ掲載）

・その他関係書類

**５.留意事項**

・受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。

・納入する成果品について全ての著作権（著作権法第21条から28条までをいう）を譲渡すること。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。

・受託者は著作人格権を行使しないこと。

・本業務の研修で使用する資料データ（広域HPへ掲載）に第三者が権利を有する著作

物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

**・**受託者は、本事業を円滑に進めるために、委託者と綿密な連携を保ちつつ作業を進め

るものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要

となる事項については、その都度委託者と十分協議した上、その指示に従うとともに、

受託者は実施状況の報告を求められた場合は、適宜これに対応する。